

令和 8 年設楽町選挙管理委員会告示第 10 号

令和 8 年 2 月 8 日執行第 51 回衆議院議員総選挙において、在外選挙人が投票できる期日前投票所を公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて準用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により指定する。

令和 8 年 1 月 23 日

設楽町選挙管理委員会
委員長 伊藤公一

在外選挙人が投票できる期日前投票所

期日前投票所の名称	期日前投票所の住所
設楽町役場本庁	設楽町田口字辻前 14 番地